

京都市上下水道局職員勤務規程の一部を改正する規程を公布する。

平成21年12月28日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

京都市上下水道局管理規程第9号

京都市上下水道局職員勤務規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局職員勤務規程の一部を次のように改正する。

第3条第4号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 疏水事務所において、疏水除じん作業、疏水維持作業又は疏水現場技術の業務
に従事する職員で別に定めるもの

第9条に次の1項を加える。

2 他の勤務との均衡上必要があると認められるものとして別に定める場合については、前項の規定に準じて取り扱う。

附 則

この規程は、平成22年1月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、同月9日から施行する。

(上下水道局総務部職員課)